

令和3年6月29日

令和3年 待遇の改善について（お知らせ）

次の通り、令和3年3月、6月度の理事会、並びに評議員会で承認可決され制度化されましたので、お知らせいたします。

1 〔待遇改善・第1弾〕令和3年4月1日施行

- 1) 扶養手当の創設 満22歳以後最初の3月31日までの子や孫等の扶養者
- 2) 住居手当の創設 賃貸住宅に居住する職員対象に支給
- 3) 賞与支給率アップ 0.1ヶ月アップし、年間3.9ヶ月から4か月に
- 4) 短時間正職員制度 看護職員に加え、介護職員も対象に拡大

2 〔待遇改善・第2弾〕令和3年7月1日施行

- 1) 給与表の改正 子育て世代を中心に昇給幅を大きく（約1.5~2倍）
- 2) 特別昇給

ア. 常勤職員 一挙に月額4,000円アップ。令和3年7月~令和4年6月まで1年間実施。その後は改正給与表に則った昇給を行う。このアップは賞与にも反映される。

イ. パート職員 常勤職員に準じ、実働時間に応じた昇給を行う。

（ともに、一部対象外あり）

- 3) 「55歳以上昇給停止」の停止

55歳以後も定年齢65歳まで月額1,000円の昇給を実施する。

- 4) 今後採用する職員の初任給改正

社会情勢を踏まえ、介護支援専門員の初任給を大幅アップ

3 継続して取り組んでいること

- 1) 年次有給休暇の計画的取得
- 2) 資格取得のための受講料補助制度